

第1回の議論の概要と検討いただきたい点について

(前回の議論について)

- 文化審議会文化財分科会企画調査会から検討を要請された文化財保護に関する事務を首長部局に移管することについて、中央教育審議会としてどのように考えるか議論を行った。
- 現在の地方公共団体における文化行政と観光振興・まちづくり行政の現状に鑑み、保存と活用は一体であること、・・・などから、地方公共団体において首長が所管することを選択できる制度とすることは望ましいという意見であった。

(検討いただきたい点)

- 地方公共団体の判断によって文化財保護に関する事務を、首長部局が管理・執行することを可能とする制度改正を行うのであれば、これまで中央教育審議会において議論されてきたことを踏まえ、留意すべき点としてどのようなことが考えられるか。

<参考>過去の中央教育審議会における考え方

「地方分権時代における教育委員会の在り方について（部会まとめ）」

平成17年1月13日中央教育審議会教育制度分科会地方教育行政部会

- ・ 文化財保護に関する事務については、文化財は一旦滅失・毀損すれば原状回復不可能であるといった特性を踏まえて、開発行為との均衡を図る必要があることから、行政の中立性が強く要請されるもの。
- ・ 文化財保護に関する事務は、引き続き教育委員会の担当とすることを基本としつつ、文化財を積極的に活用した地域づくりを進めるなど一定の必要性がある場合には、文化財保護と開発行為との調整の仕組みを整えた上で、自治体の判断により首長が担当することを選択できるようにすることを検討すべき。